

賑わいを見せる大昔の留萌（松浦武四郎“西蝦夷日誌”より）

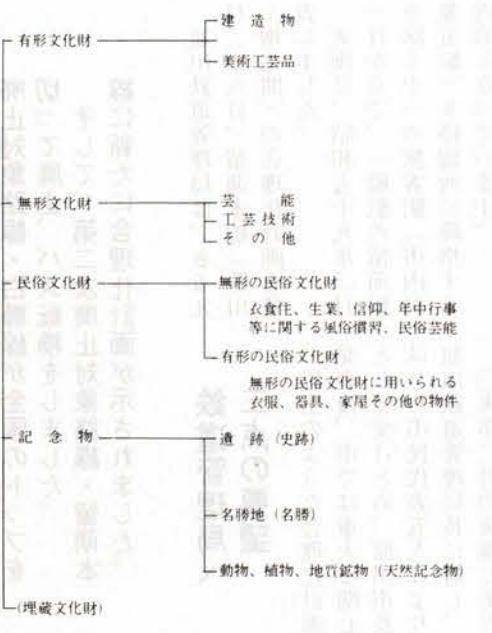
文化財保護条例のあらまし

に、市民みんなが保護に協力しなければならないことになりました。

は、留萌市民にとつて重要な財産であるとの考え方から、私有物であつても文化財に指定されます。

しかし、あくまでも本人の同意があつた場合で、所有権などは尊重されますが、公開や現状の変更などには許可や届出が義務づけられます。

また、指定された文化財を破損した場合は、罰則が定められるなど、市、所有者市民が一体となつて、文化財を市民的財産として保護することを定めて います。



明治三十二年塩見町出土の星かぶと（室町時代以前）



このため、国や道などが国指定、道指定の文化財を保護

分とは言えません。

活の中でも、餅つきの習慣が忘れられようとしているのと同じよう、衣食住などの生活

文化財は人々が長い歴史の中でつくり出し、祖先から伝えてきた文化遺産や、学術的価値の高い動植物、地質鉱物などをいいます。

とくに、日本は海外の文化をとり入れながらも、独自の文化を歴史的に受けついで、現在の文化があります。

電気釜という現在の食生活

までの鍋、釜による水かげん
えられた米を食べる民族としての文化があり、道具があります。
また、近代的な住宅を建てるにしても和室を忘れず、建具が金属製になつても、木目文様を愛するように、木の文

文化を受けていています。このように、わたくしたちの生活を見まわしても、伝統的な文化とは切り離して考えられません。

このことは、伝統的な文化を正しく理解し、その結晶である文化財を保存し、これらの文化を考え、創造するためには活用するということが、

文化財は市民の財産です



富山県から伝わる伝統芸能“樽真布獅子舞”

土の中に埋もれている先住民族などの残した埋蔵文化財は、国の法律（文化財保護法）によって、国民みんなが保護に協力しなければならないと決められています。

よつて破壊することは、法律で禁じられています。法律では、遺跡を現状のままで保存するのが原則ですが、どうしても工事をしなければならない時は、工事前に教育委員会の発掘調査によつて、記録

埋蔵文化財は届出が必要です



埋蔵文化財や出土状況を学術的に調査